

本紙の内容は、全て「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」に記載されている内容を抜粋し、分かりやすくしたものです。
必ず「[認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領](#)」を併せてご確認ください。

以下の受講資格を満たさずに受講してしまい、
認定申請をされても認定不可となってしまう方がいらっしゃいます。
くれぐれも事前にご確認ください。

講習会とワークショップの受講資格は 3つです！

<受講資格> ★①～③全てを満たして受講してください。それ以外は、無効となります★

1

6年制卒→**薬剤師実務**※1 経験が**3年以上**あること※2
4年制卒→**薬剤師実務**経験が**5年以上**あること

実施要領 5-①

2

薬剤師実務経験が、**受講する時点において継続して3年以上**※3,4 であること

実施要領 5-②

3

現に**病院又は薬局**※5 に勤務していること

実施要領 5-②

チェックポイントは**5**つです！

受講資格にある※1～5について、
以下の※1～5を確認してくださいね。



チェック✓

※1

1

6年制卒→**薬剤師実務**※1 経験が**3年以上**あること※2
4年制卒→**薬剤師実務**経験が**5年以上**あること

本認定制度における「**薬剤師実務**」とは、

- ・ 薬剤師名簿への登録年月日以降、
- ・ 病院又は薬局で
- ・ 勤務時間数が1週間当たり**3日以上かつ20時間以上**

を全て満たしている状態のことを言います。

※2

6年制卒の方は、**薬剤師実務**経験が**3年以上**で講習会とワークショップを受講できますが、**薬剤師実務**経験が**5年以上**となってからでなければ新規認定申請（手続き）は出来ませんので、
ご注意ください。

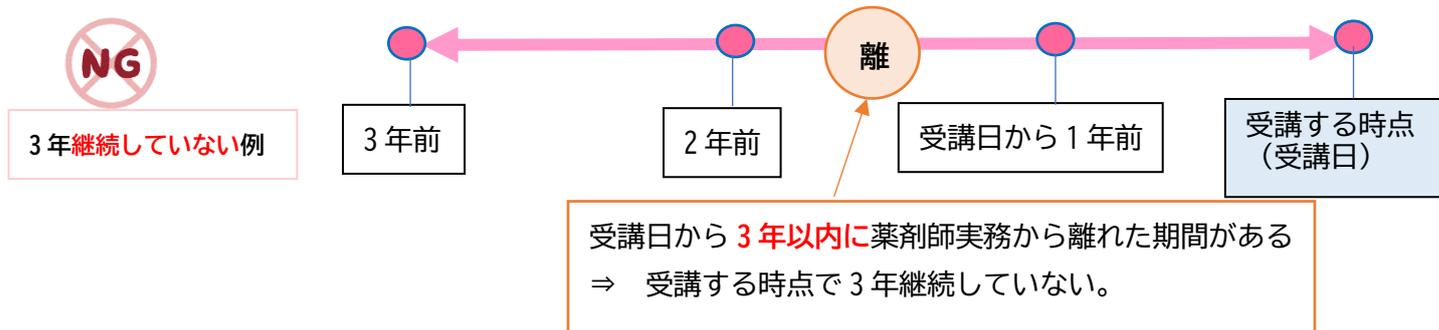
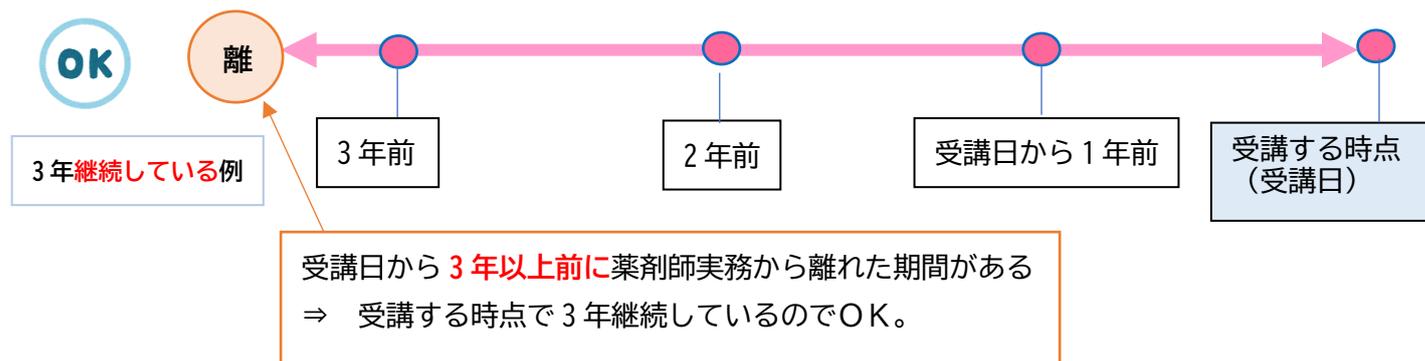
～次ページへ続く～

※3

②

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上※3,4であること

「薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること」とは、過去のいずれかで継続して3年以上の薬剤師実務経験があればよいという意味ではありません。受講日から遡って、継続して3年以上ということです。



※4

理由は問わず、病院又は薬局での薬剤師実務から離れた場合は、「継続している」とはみなされません。



女性の産前産後休業、育児休業、男性の育児休業、また、病気療養や介護、海外留学や転職活動、薬局の開設準備の他、申請者自身の意向によらない事由（家族の転勤や介護、会社の意向による本社勤務等）などの理由は問わず「継続しているか」が要件です。

学生指導の観点からこのように「継続性」を重視した受講資格となっています。

～次ページへ続く～

※5

3

現に病院又は薬局※5に勤務していること



実習生を受け入れる可能性のある施設、指導できる環境において薬剤師実務に従事していることを重視し、1週間当たり3日以上かつ20時間以上「病院又は薬局に勤務」という条件になっています。そのため、クリニックや診療所、老人保健施設、本社・本部勤務等は受入施設にはなれませんので、「病院又は薬局に勤務している」とは判断されません。

なお、「現に」は ② で言う「受講する時点において」と同じ意味です。

<その他の確認事項>

- 講習会の受講証／ワークショップの修了証 の有効期限 ⇒ 6年間
(研修終了日が2018年4月1日以降のものに限ります。)

認定実務実習指導薬剤師は、薬剤師の自己研鑽のものではなく
薬学生の実習を指導するための認定です。
どうか、ご理解のほどお願い申し上げます。

よろしくお祈いします

